

三菱原子燃料株式会社の

# 加工事業承継に係る分割認可申請

三菱原子燃料株式会社

MHI 原子燃料株式会社

# CONTENTS

目次

---

- 01 加工事業の承継計画と分割認可申請
- 02 炉規法に対する適合性

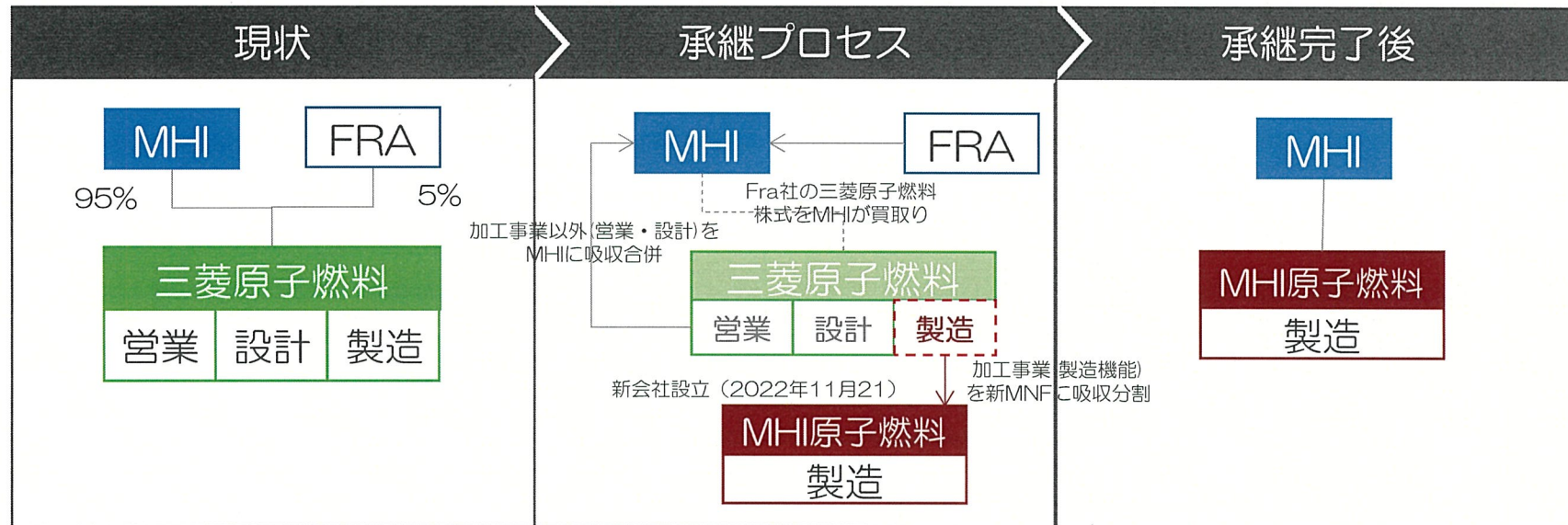
# 01 加工事業の承継計画と分割認可申請

**理由** 加工事業会社の財務基盤を健全化し、燃料設計及び営業機能の分割により加工事業に特化したスリムな体制構築（→安定的な収益確保、継続的な安全対策の取組み強化）



**計画** 三菱原子燃料株式会社を吸収分割し、加工事業はMHI原子燃料株式会社※1が承継

※1：2022年11月21日に設立



**申請** 炉規法第18条の第1項※2に基づき、加工規則第4条に沿って分割認可の申請を行う

※2：分割（加工の事業の全部を承継させる場合）

## 02 炉規法に対する適合性（その1）

加工規則 第4条	適合性説明		
第1号	名称	承継前： 三菱原子燃料株式会社	承継後： MH I 原子燃料株式会社
S	代表者の氏名	大和矢 秀成	←
第3号	住所	茨城県那珂郡 東海村大字舟石川622番地1	←
第4号	分割の方法及び条件 ●分割の方法： <ul style="list-style-type: none"> <li>• 吸収分割</li> <li>• 加工事業に関する全部をMH I 原子燃料株式会社が承継</li> </ul> ●分割の条件： MH I 原子燃料株式会社は、炉規法14条に係る以下①～③を確保する。 <ol style="list-style-type: none"> <li>① 加工の事業を適確に遂行するに足りる技術的能力、重大事故等対処に係る技術的能力があること</li> <li>② 加工の事業を適確に遂行するに足りる経理的基礎があること</li> <li>③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制の整備が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること</li> </ol>		

加工規則 第4条	適合性説明
第4号	<p>① 加工の事業を適確に遂行するに足りる<b>技術的能力</b>があること</p> <p>▶ MHI 原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の加工事業に対する<b>技術的能力を全部承継</b>（＝加工事業を的確に遂行できる能力を確保）する。</p> <p><b>MHI 原子燃料株式会社の技術的能力</b></p> <ul style="list-style-type: none"><li>● 保安体制／組織は三菱原子燃料株式会社から変更なし。</li><li>● 三菱原子燃料株式会社の加工事業に関する設計及び工事並びに運転及び保守に係る<b>人員とその経験</b>を全部承継し、<b>教育・訓練を従前のように実施</b>する。</li><li>● 有資格者等の配置は三菱原子燃料株式会社と同様、<b>その職務を適切に遂行できる配置</b>とする。</li><li>● 技術者の確保                               : 119名（事業遂行に必要な分野を網羅）</li><li>● 原子力関連国家資格有資格者数<ul style="list-style-type: none"><li>核燃料取扱主任者                     : 10名</li><li>第1種放射線取扱主任者           : 14名</li></ul></li></ul>

加工規則  
第4条

### 適合性説明

第4号

① 重大事故等対処に係る**技術的能力**があること

▶ MH I 原子燃料株式会社は、三菱原子燃料株式会社の重大事故等対策における手順書、体制等の整備を**全部承継**する。

#### MH I 原子燃料株式会社の技術的能力

- 保安体制／組織は三菱原子燃料株式会社から変更なし。
- 三菱原子燃料株式会社が重大事故等の発生を防止するために整備した**手順書を全部承継**する。
- 重大事故等に対して、的確かつ柔軟に対処できるように、
  - ・ **人員を確保し、維持**する。
  - ・ 重大事故等を想定した**訓練を定期的**に実施する。

加工規則 第4条	適合性説明
-------------	-------

第4号

② 加工の事業を適確に遂行するに足りる**経理的基礎**があること

MHI 原子燃料株式会社は、

- ▶ 加工事業会社としての財務基盤を健全化すると共に、加工事業に特化したスリムな体制を構築し、**安定的な収益（＝経理的基礎）**を確保する。
- ▶ 承継後の加工の事業の資金計画及び事業の収支見積りを以下に示す。

資金計画

(単位：億円)

年度		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
項目						
繰越金						
収 支	営業収支					
	投資収支					
	財務収支※					
	収支計					
次年へ繰越						

※：令和4年度の財務収支には増資  を含む。  
 令和5年度以降の財務収支には三菱重工グループ内の資金融通は含まない  
 (注) 令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画  
 令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMHI原子燃料株式会社の計画

収支見積り

(単位：億円)

年度		令和4	令和5	令和6	令和7	令和8
項目						
売上高						
総原価						
純利益						

(注) 令和4年度は吸収分割会社である三菱原子燃料株式会社の計画  
 令和5年度以降は吸収分割承継会社であるMHI原子燃料株式会社の計画

加工規則 第4条	適合性説明
第4号	<p>③ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理の体制の整備が原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること</p> <p>MHI 原子燃料株式会社は、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>▶ 加工事業に係る組織、人員、工場及び設備一式を全部承継</li><li>▶ 加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制を確保・維持する。</li></ul>



加工規則 第4条	適合性説明
第5号	<p>分割の理由：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 加工事業会社に係る財務基盤を健全化し、三菱原子燃料株式会社の燃料設計及び営業機能を三菱重工業株式会社に移管し、加工事業に特化したスリムな体制をMHI原子燃料株式会社にて構築することで、加工事業会社として安定的な収益を確保し、継続的な安全対策への取組みを強化するため。</li> </ul>
第6号	<p>分割の時期：令和5年3月15日</p>
第7号	<p>加工施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の整備に関する事項：</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ MHI原子燃料株式会社は、核燃料物質の加工事業の許可、「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則」及び「原子力施設の保安のための業務に係る品質管理に必要な体制の基準に関する規則の解釈」の要求事項を踏まえ、三菱原子燃料株式会社が定める保安活動に対する保安品質保証計画を全部承継し、維持する。</li> </ul>

**MOVE THE WORLD FORWARD**

**MITSUBISHI  
HEAVY  
INDUSTRIES  
GROUP**